

平成25年(ハ)第311号 慰謝料請求事件
原告 伊賀上剛史
被告 JAPAN MENSA

原告準備書面(一)

平成25年9月10日

川越簡易裁判所民事係 御中

原告 伊賀上剛史

本書面では、平成25年8月2日付の答弁書について反論する。

第一 はじめに

原告は、答弁書に於いて、被告が認めるとした以外の全ての主張について争う。

第二 原告の主張

①「第三 被告の主張」について

1. 第3項については、争う。権利とは、ある個人、若しくは団体が、ある物事をその意思により自由に行う、若しくは他者に要求する資格を指すものであり、JM公式サイト上の非公開エリアの自由な閲覧に必要なIDの配給が、要求を前提としたものである事、及びそれが現状として、(全ての会員が要求している訳ではない為)全ての会員に配給されてはいない事を理由とし会員権の一部ではないとする被告の主張は、権利の定義を逸脱している。
2. 第4項については、争う。まず、被告は「個人情報であるか否かに関わらず、すべての情報は許可なく他に開示してはならない。これについては、基本規約24においても明記されている」と述べているが、JM基本規約(甲1号証)24条では「JAPAN MENSA 及び会員は、特定の会員に関する情報を、本人の許諾を得ずにメンサの外部に漏洩してはならない。」となっており、これは文面、文脈双方の観点から鑑み、被告の主張と食い違う。

次に、被告はJM基本規約24条にある「特定の会員に関する情報」には、社会通念上の特定の個人に関する情報、即ち、個人情報以外のものも含まれると主張しているが、この主張には根拠がない。また、JM基本規約は、JMがナショナルメンサとして認証される過程(訴状:第三-①-1参照)で、会員による合意を得た事が、その有効性の根拠となっている。即ち、当該規約の解釈に関わる問題は畢竟、会員が規約に対し、どういう解釈を与えた上で合意に至ったかという問題に帰結される。

当該規約に於いて、会員の合意に至る過程で採られた方法は、規約案(甲1号証と同一のもの)のみを、その時点に於ける全会員に郵送し、それを受けた会員が合意するか否かを所定の用紙に記載し、返送するといったものであった。即ち、JM基本規約24条に関して言えば、「JAPAN MENSA 及び会員は、特定の会員に関する情報を、本人の許諾を得ずにメンサの外部に漏

洩してはならない。」という文面のみを参照し、各会員が合意したものであるが、その合意の際、この文面にある「特定の会員に関する情報」という文言のみから、個人情報以外のものまでをも含めたものであるとの認識を各会員が有していたとは考え難い。よって、本規約、本条項に於ける「特定の会員に関する情報」とは、社会通念上の個人情報を指すものであると解釈するのが妥当である。

尚、会員のみが参加を許される通称「例会」と呼ばれる会合がメンサには存在するが、この例会に於ける会員間のやり取りの内、個人情報以外の情報、例えば、各会員の発言等をそれ単独（個人情報を伴わない形）で外部者に伝える事は禁止されていない。この事から考えても、問題となっている電子掲示板（訴状：第二-②-1参照）の内、個人情報を含まない部分までをも含め、非会員への公開が禁止されているとする被告の主張は不合理である。

3. 5については、争う。上記の問題となっている掲示板では、原告に対する複数会員による執拗な誹謗・中傷が多々見られた（訴状：第二-②-1参照）。原告はそれらの行為をやめさせ、議論を建設的に進めるべく複数回に渡り原告同様、実名を公開（自身の発言に対し、責任を持たざるを得ない状況に身を置かせる為）した上で議論に臨む様、促したが（それら複数の会員は、本名のみからクレジットカードが不正使用出来る等、不合理な理由をあれこれと付け公開せず）、乙3号証は、その内の特に語気が強くなったものに対し、あたかも原告が一方的な挑発をしているが如く編集を加えたものである（不適切な編集が為されている事は、書き込んだ際、自動的に付与されるレスポンス番号が大幅に飛んでいる事からも伺える）。

また、被告は会員に電子掲示板への書き込みを躊躇させる状況を生じさせる事、メンサを退会したくなる様な状況を生じさせる事を、メンサに不都合な行為であると主張しているが、公の場で特定会員に対し誹謗・中傷を繰り返す行為は、明確にこれに該当するにも関わらず、これに対しては何ら対処を施していないばかりか、原告が求めたそれらに対する対処を、不誠実な対応で回避している（訴状：第二-②-1参照）。この事実は、被告は会員に電子掲示板への書き込みを躊躇させる状況を生じさせる事、メンサを退会したくなる様な状況を生じさせる事が、「メンサに不都合な行為」には当たらないと判断している事を意味し、この事から考えても、被告の主張は不合理である。

4. 6については、争う。一般社会に於いては、何を以って「問題を起こした」とするか、どういった処分が行われるかは、定款等に基づき合理的に判断されたものに、その有効性が認められ、また特定の個人や集団に偏った処分は無効とされる。被告の主張には規約上の根拠がなく、また上記3にある被告の主張（原告の言動が、規約に抵触しているというもの）を前提としてみた所で、その判断は偏ったものである為、無効である。よって、その状況を解除するのに特段の制約（誓約書の提出、及び電子掲示板の内容）を課す合理的な理由は無く、被告の原告に対する措置は不当である。
5. 7の（2）については、争う。「原告は一時的に日程調整の態度を見せたが、様々な条件をつけ…」とは、あたかも原告が事情聴取に応じない事を目的とし、やみくもに条件をつけていたかの如き印象を受けるが、原告がつけた条件は、事情聴取が行われる前の段階で、あらかじめ問題となっている電

子掲示板の全文コピーを原告に引き渡す事（公正を期する為）、及び事情聴取は原告住所地の近隣で行われる事のみであり、これらの要求には何れも合理性がある。また、最終的に原告は、電子掲示板の全文コピーの引渡しを事前ではなく事情聴取直前に引き渡す事を、不利を承知で承諾したばかりでなく、当初の原告の要求であった原告住所地の近隣よりも遠い、被告らの都合を考慮した場所での事情聴取にも応じる姿勢を自ら示すなど、事情聴取に対しては協力的であった。尚、原告がつけた様々な条件とは具体的に何なのか、明らかにするよう求める（求釈明申立①）。

6. 7の（5）については、争う。2012年10月28日とあるが、実際に事情聴取が行われたのは、平成24年12月16日である（訴状：第二-③-4参照）。
7. 8の（1）については、争う。「被告が、JAPAN MENSA 原告のIDを停止した理由は、②原告が原告に対する制裁1にて、主張するような、単なる会員間の言い合いによるトラブルではなく…」（原文通りであるが、文面がやや不可解なのは、”JAPAN MENSA”の削除のし忘れによるものと思われる）とあるが、原告がIDの停止理由であるとしているものは、被告の強要に、原告が応じなかったというものである（訴状：第二-①-1参照）。また、その際、被告が言及していたのは、原告が電子掲示板の内容を紙に印刷し見せた相手が会員か非会員かという一点のみであり（訴状：第二-①-1、第四-①参照）、被告の主張するその他の理由は後付けである。
尚、「会員の自宅付近に情報を流すといった脅迫めいた書き込み」とあるが、原告はこの様な書き込みを一切行っておらず、これは原告が、「自宅付近の人間が見れば、誰なのかが特定できる情報を双方開示した上で議論すれば、無責任な発言は出来なくなる」というニュアンスでした書き込みを、被告が曲解したものと思われる。この「自宅付近に情報を流す」とは、具体的にどういった文言で述べられているのか、明らかにするよう求める（求釈明申立②）。
8. 8の（2）については、争う。被告は、掲示板の運営方法として、掲示板内にて行われる、個人間の意見の違いによる応酬には一貫して不介入の立場をとってきた」とあるが、被告は原告に対し執拗に誹謗・中傷を繰り返す者達に有利な取り計らいをしており（訴状：第二-②-1参照）、これは被告に対する間接的な攻撃である。また、こういった行為を実際に行ったのは、JM議長である新妻であるが、新妻は過去にも同様の行為を行っており（訴状：第三-②-2参照）、その動機と考え得る原告に対する悪意を示す事実も、複数存在している（訴状：第三-②参照）。

第三 「第4 求釈明申立書に関する事項」について

原告が本人の同意なく、個人情報の流出を示唆したという事実はない。この事は、乙3号証の中にある記述を、その前後と照らし合わせれば明らかになる筈である。

第四 「第5 求釈明の申立」への答弁

既に述べてある（訴状：第二―③―2）通り、原告が電子掲示板の内容を紙に印刷し、見せた知人が何者であるかについては、本人達の要望により、その一切を開示しないものとする。

以上